

令和3年2月15日

病院・薬局実務実習近畿地区調整機構委員 各位  
府県薬剤師会会長様  
府県病院薬剤師会会長様  
2020年度第4期病院実習受入施設 様  
2021年度第1期薬局実習受入施設 様

病院・薬局実務実習近畿地区調整機構  
委員長 濱口常男

緊急事態宣言の延長に伴う近畿地区における  
2020年度実務実習および2021年度実務実習への対応について  
(2月15日時点)

2月2日夜、首相より近畿地区の3府県を含めた10都府県を対象とする緊急事態宣言の延長(2月8日～3月7日まで)の表明がなされました。

これを受けまして、本近畿地区調整機構として、近畿地区における2020年度第4期病院実習および2021年度第1期薬局実習について、下記の対応をお願いします。

大学におかれましては、2020年度第4期病院実習および2021年度第1期薬局実習への対応に関して実習受入施設様に十分なお説明をお願いいたします。

府県病院薬剤師会様および府県薬剤師会様におかれましては、それぞれにご所属されていただきます実習受入施設関係者様へご周知下さいますよう、ご高配の程お願い申し上げます。

記

1. 2020年度第4期病院実務実習について、1月13日からお願いしている「遠隔実習実施<sup>※</sup>も視野に入れた実習継続(薬剤部内でのみの実習も含む)」を引き続きお願いします。

※ 遠隔学習が長期(1か月を超える)になる場合の留意事項について

緊急事態宣言の発出に伴い、実習受入施設内での実習(臨地実習)が受講できず、やむを得ず長期の遠隔学習になっている場合、実務実習は継続中とみなします。その際、実務実習指導管理システムの利用のほか、ZOOMなどの双方向性実習の活用等により遠隔学習の充実を図ることが望まれます。又、緊急事態宣言の解除後、臨地実習の再開の際、大学は実習受入施設と協議し、1日当たりの実習時間の延長や実習日の追加(追加日程:3月第4週～4月第1週)などの工夫を行い、より多くの臨地実習を確保するよう努めてください。

2. 2021年度第1期薬局実習(2月22日開始)については、原則、実習受入施設内での実習実施をお願いします。

以上